

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和 6 年12月24日

行方市長 鈴 木 周 也

行方市規則第28号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
(行方市就業規則の一部改正)

第 1 条 行方市就業規則(平成17年行方市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(行方市税条例施行規則の一部改正)

第 2 条 行方市税条例施行規則(平成17年行方市規則第37号)の一部を次のように改正する。

様式第91号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(行方市生活保護法施行細則の一部改正)

第 3 条 行方市生活保護法施行細則(平成17年行方市規則第57号)の一部を次のように改正する。

様式第12号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(行方市介護保険特別給付紙おむつ等支給サービスに関する規則の一部改正)

第 4 条 行方市介護保険特別給付紙おむつ等支給サービスに関する規則(平成17年行方市規則第86号)の一部を次のように改正する。

様式第 3 号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮(刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第67号)第 2 条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。))第13条に規定する禁錮をいう。以下同じ。)に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留(旧刑

法第16条に規定する拘留をいう。)に処せられた者とみなす。